

京丹後市教育振興計画 (案)



「小中一貫教育（こども園と中学校による合同避難訓練）」

平成 26 年 11 月 7 日

京丹後市教育委員会

目次

第1章 京丹後市教育振興計画の策定にあたって	1
1．計画策定の趣旨	1
2．計画の位置づけ	2
3．計画の期間	2
第2章 京丹後市の教育を取り巻く現状と課題	3
1．少子高齢化の状況	3
2．アンケート調査結果	6
第3章 基本理念と視点	12
1．基本理念	12
2．視点	13
3．計画の体系	14
第4章 重点目標と主要な施策の方向性	15
重点目標1．就学前の子どもの教育・保育環境を充実します	15
重点目標2．確かな学力・生き抜く力を育みます	17
重点目標3．子どもを健やかに育む教育環境を充実します	20
重点目標4．豊かな人間性・社会性を育みます	22
重点目標5．生涯にわたる豊かな学びを支援します	25
重点目標7．たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツを推進します	29
第5章 計画の実現に向けて	32
1．学校園・家庭・地域・行政の役割	32
2．計画の周知と各種情報の収集・発信	33
3．計画の進行管理	33
資料	
計画策定までの経過	34

第1章 京丹後市教育振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急激な少子高齢化や核家族化の進行とともに、家庭や地域の教育力の低下、地域のつながりの希薄化、社会全体の規範意識の低下が指摘されています。こうした社会の変化に伴い、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、いじめ、不登校といった深刻な問題の増加など、教育を取り巻く環境もまた大きく変化しています。

このような変化を背景として、平成18年の教育基本法の改正を受け策定された国の教育振興基本計画（前文）でも、「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。」と示されています。

京丹後市においても、目指す子ども像を「将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども」として、学校教育改革構想の中で位置づけ、学校再配置による教育環境の整備とともに就学前から中学校卒業までを一体的に捉えた一貫性・系統性のある教育を推進しているところです。

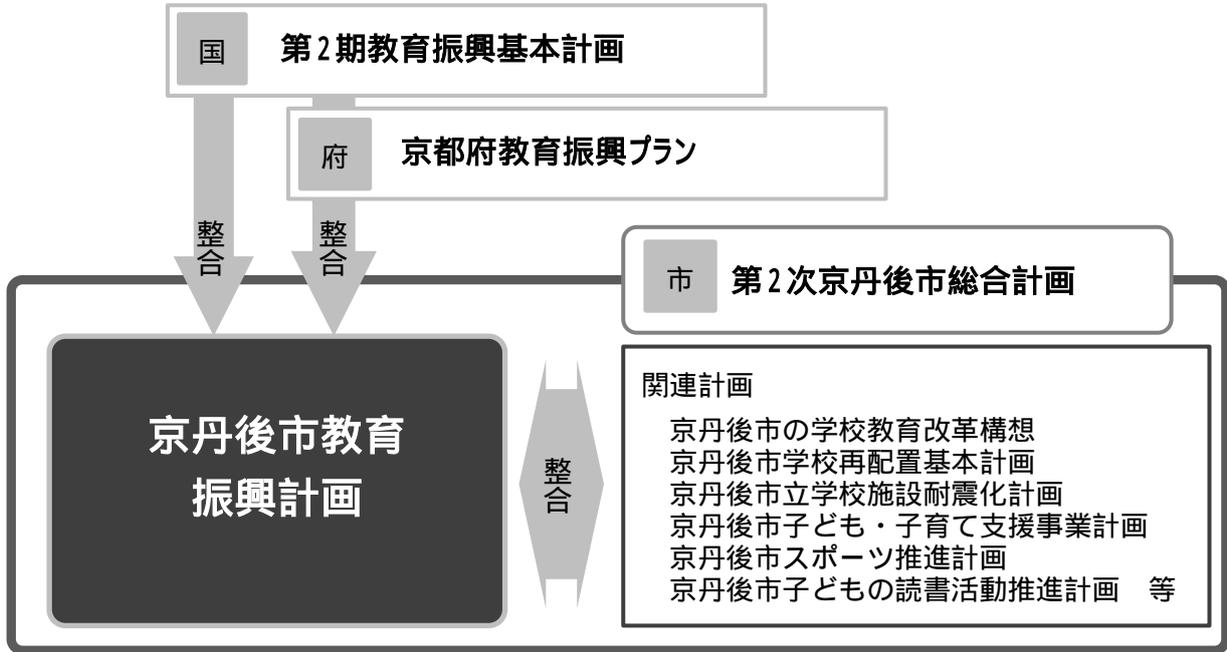
同時にこの取り組みは、新たな学校とともに新たな地域をつくるということと連動し、多方面のボランティアの協力を得ながら、子どもたちを地域ぐるみで育むという共通認識を学校・幼稚園・保育所（以下「学校園」という。）家庭、地域及び行政の協働のもとで確立していくものです。

京丹後市では、これまで学校教育改革構想、学校再配置基本計画、学校施設耐震化計画、次世代育成支援対策行動計画、スポーツ推進計画及び子どもの読書活動推進計画等を策定しつつ教育環境の向上に努めてきたところですが、これらの計画の成果・課題を整理し、子どもたちの社会を生き抜く力、心の豊かさを育み、市民が生涯を通して主体的に学びあうことのできる環境づくりを目指し、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項^(注1)に基づいて策定します。

また、国・府の関連計画を踏まえるとともに、「第2次京丹後市総合計画」とも連携し、市の関連計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、5年を目途に中間見直しを行います。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	第2期教育振興基本計画 (H25～29)											
府	京都府教育振興プラン (H23～32)											
市	第1次総合計画 (H17～H26)	第2次京丹後市総合計画 (H27～36)										
		京丹後市教育振興計画 (H27～36)										

注1【教育基本法】（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2章 京丹後市の教育を取り巻く現状と課題

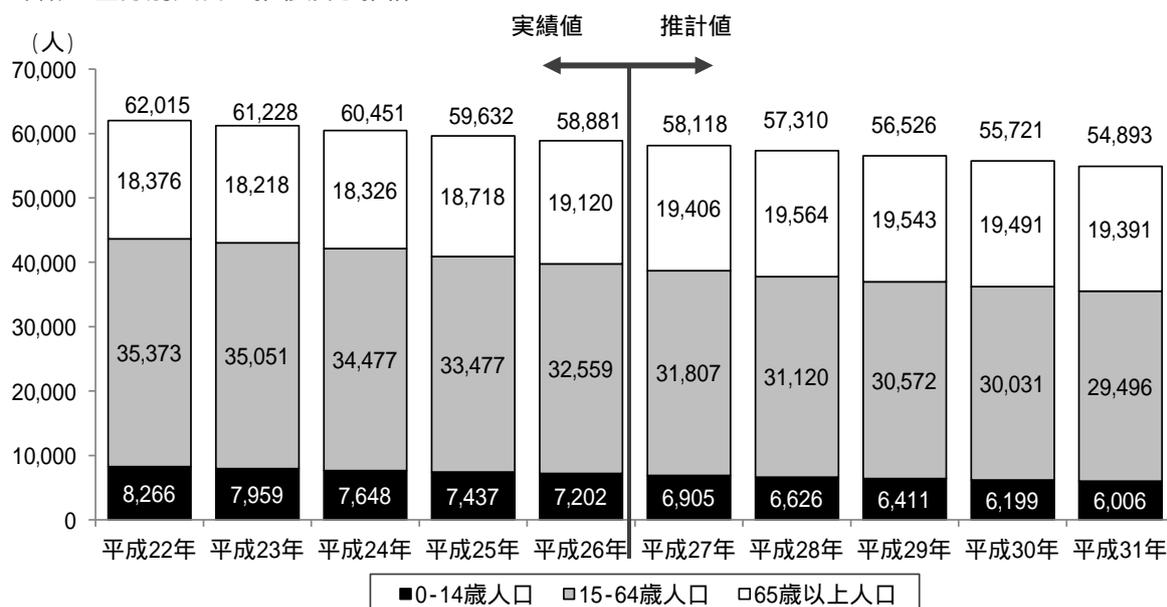
1. 少子高齢化の状況

(1) 人口の推移と推計

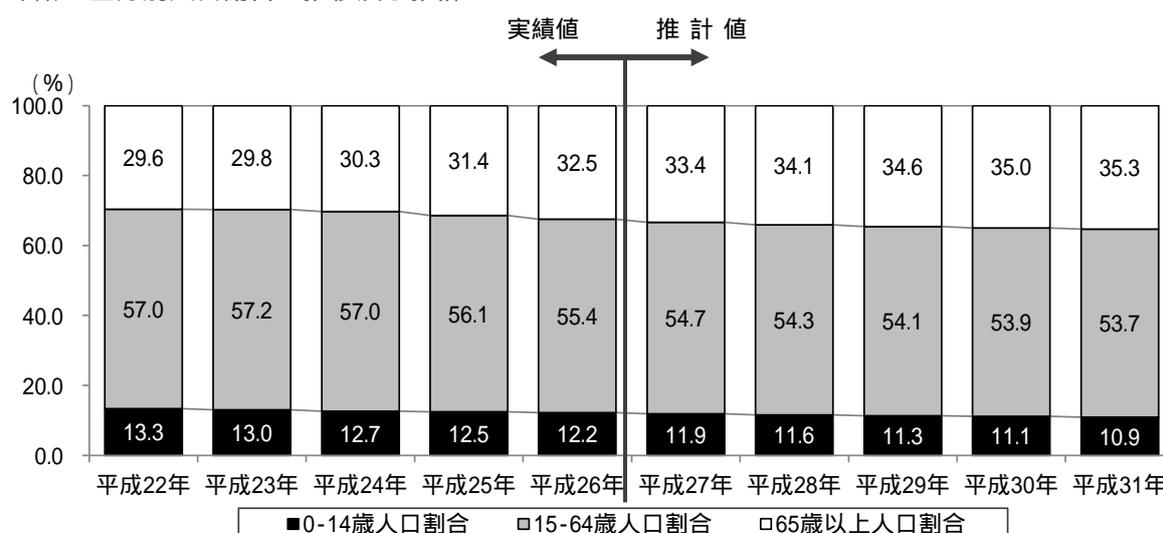
京丹後市の人口は、徐々に減少しています。年齢3区分別人口の推移でも、65歳以上の高齢人口^(注2)は増加し、14歳以下の年少人口^(注2)は減少し、少子高齢化が進行していることがわかります。

これらから将来人口の推計をみると、平成31年には高齢人口が35.3%となる一方、年少人口は、10.9%となることが予想され、幼児や児童生徒数の減少が、教育にも大きな影響を与えることが懸念されます。

年齢3区分別人口の推移及び推計



年齢3区分別人口割合の推移及び推計



資料：住民基本台帳、コーホートセンサス変化率法による推計

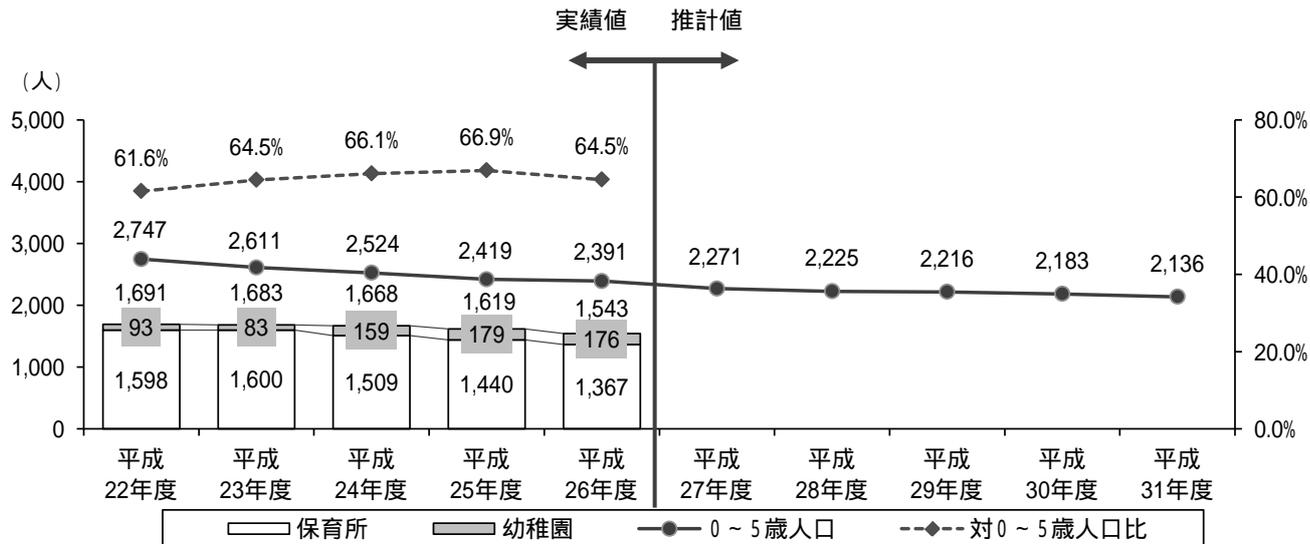
注2 0-14歳の人口を年少人口、15-64歳の人口を生産年齢人口、65歳以上の人口を高齢人口という。

(2) 就学前児童の状況

保育所及び幼稚園の入所（園）児童数をみると、若干の減少傾向にはあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。平成24年度には市内で2カ所目の幼保一体化施設である大宮こども園が開設したことにより、幼稚園の入園児童数が増加しています。

0～5歳人口は減少傾向で推移していますが、入所（園）希望は増え、0～5歳人口に占める入所（園）児童数の割合は増加傾向にあります。核家族化や保護者の就労ニーズの変化等により、就学前における保育・教育のニーズが高まっていることから、今後もこの傾向は続くと考えられます。

保育所・幼稚園の入所（園）児童数及び0～5歳人口に対する割合の推移と推計

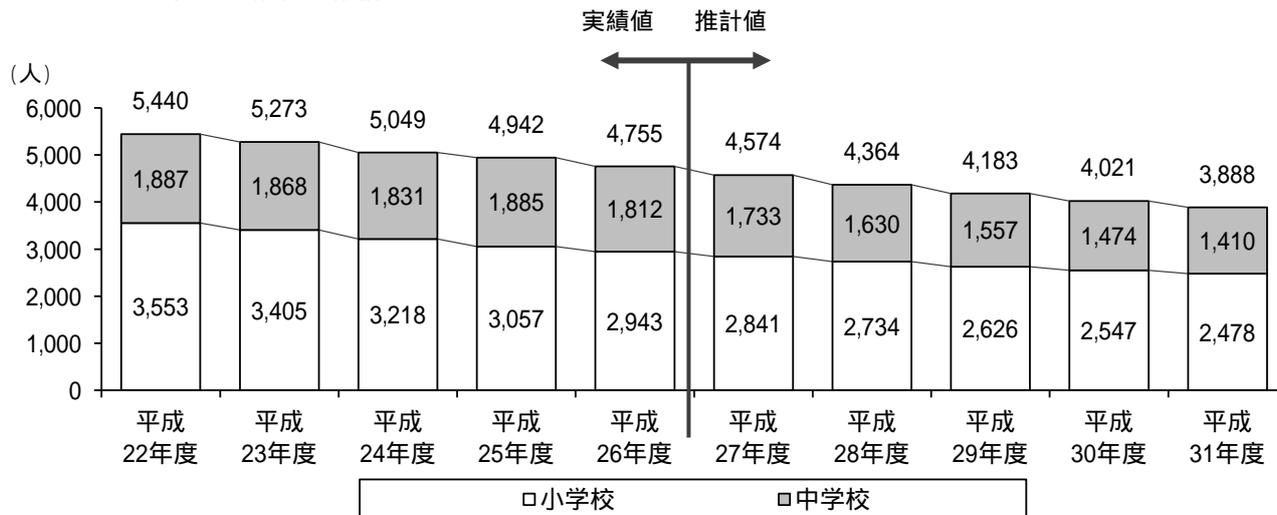


資料：京丹後市統計書、「京丹後市の教育」、住民基本台帳

(3) 児童生徒の状況

小学校及び中学校の児童生徒数の推移をみると、年々減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

児童生徒数の推移と推計



資料：「京丹後市の教育」

(4) 人口減少傾向に見る課題

京丹後市では子どもの人口が減少してきましたが、将来の推計人口でも子どもの人口は減少することが予測され、少子高齢化がますます進行すると考えられます。

児童生徒数の減少による小中学校の小規模化が年々進み、新たな教育課題も出てきたことから、次代を担う子どもたちの健やかな教育環境を整えるため、学校再配置基本計画を作成し、適正な学校の規模を維持し、複式学級の解消等に努めてきました。

また、平成24年度に策定した学校教育改革構想で京丹後市の目指す子ども像を示し、就学前から義務教育9年間を見据えた一貫性・系統性のある教育を行うため、小中一貫教育の取り組みを進めています。

一方、少子化に加え核家族化の進行に伴い、子どもたちの生活スタイルも変化し、家庭や地域で異なった年齢の人々と触れ合う機会が減少してきていることから、子どもたちが社会性を身に付けることが難しくなっているという指摘もあり、子どもたちを地域ぐるみで育む取り組みが、一層必要になっています。

今後においても、少子高齢化等による社会動向が子どもたちにどのような影響を与えているのかを注視するとともに、保育・教育環境等の状況を定期的に検証し、子どもたちに最適な環境を整えていく必要があります。



「ボランティアによる絵本の読み聞かせ」

2 . アンケート調査結果

本計画策定の基礎資料とするため、「第2次京丹後市総合計画策定のためのアンケート調査」の実施と合わせ、教育に関するアンケート調査を実施しました。

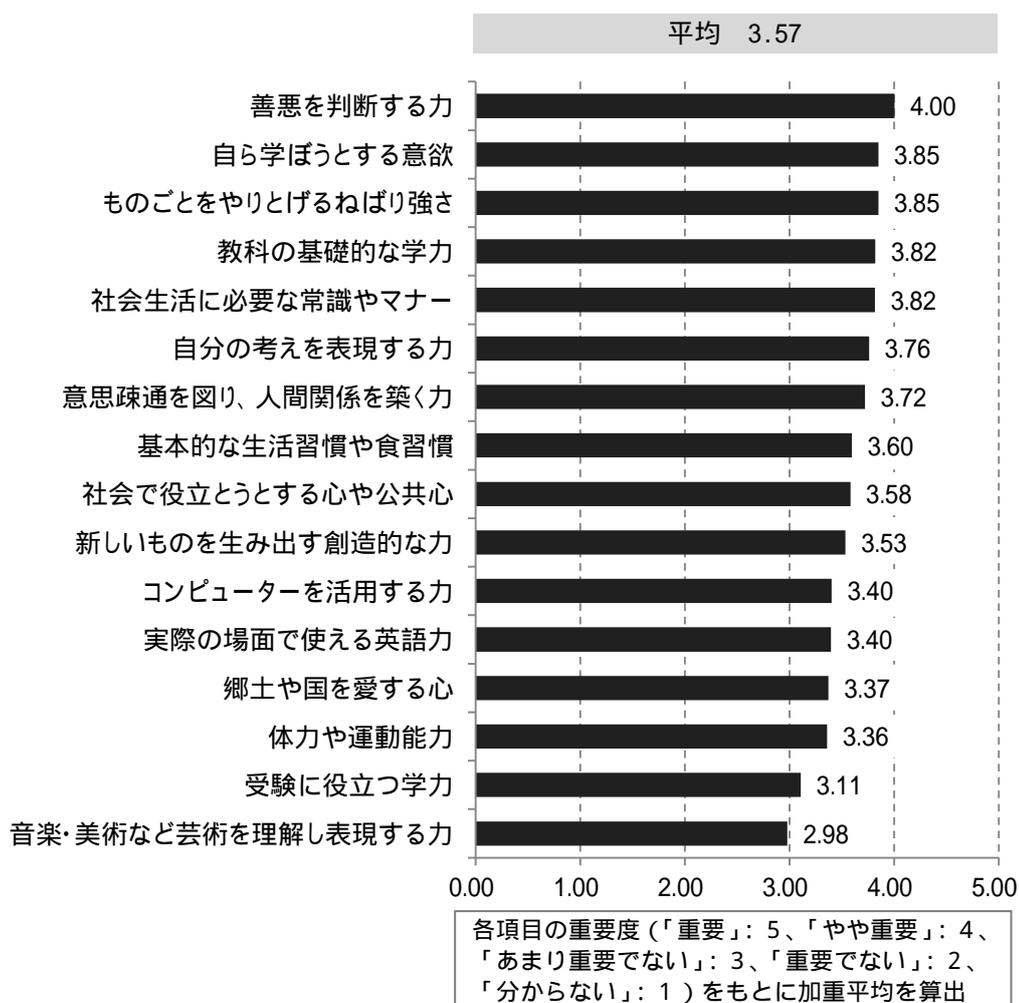
当調査は、市内在住の16歳以上の市民から3,200人を無作為抽出し、郵送による配布・回収により実施しました。平成25年7月23日から8月20日を調査期間とし、1,004人（有効回答率31.4%）から回答を得ました。

（1）学校教育で身に付ける能力や態度について

小中学校の学校教育で子どもが身に付ける能力や態度について重要度をみると、「善悪を判断する力」が最も高く、「教科の基礎的な学力」「社会生活に必要な常識やマナー」が上位にきており、学力や生活の基礎を築くことの重要性が高くなっています。

また、「自ら学ぼうとする意欲」「ものごとをやりとげるねばり強さ」が上位にきていることから、主体的に人生を切り拓く力が求められていることがうかがえます。

小中学校の学校教育で身に付ける能力や態度の重要度



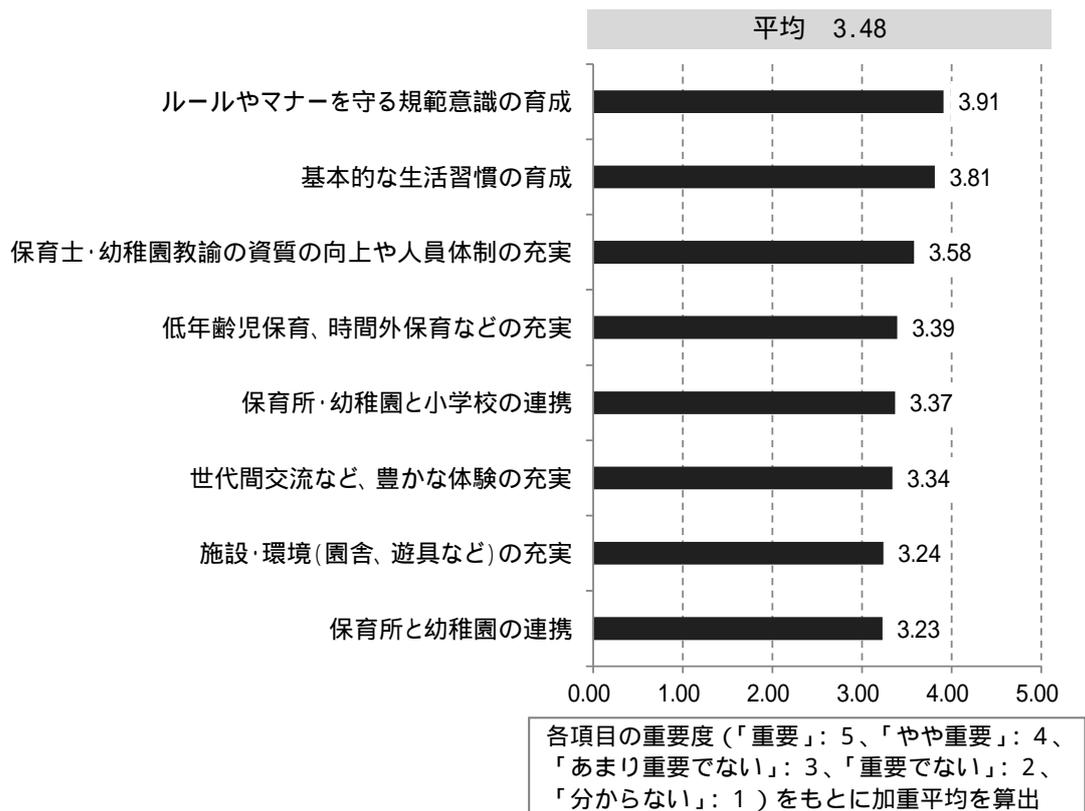
資料：「教育振興計画策定に係るアンケート調査」

(2) 幼児教育について

幼児教育（小学校入学までの子どもの教育）の充実に関する取り組みの重要度をみると、「ルールやマナーを守る規範意識の育成」「基本的な生活習慣の育成」が上位となっており、学校教育と同様に、生活の基礎を築く幼児教育の重要度が高くなっています。

また、「保育士・幼稚園教諭の資質の向上や人員体制の充実」も上位であり、子どもの育成のためにも、職員の能力向上、体制の充実が求められていることがうかがえます。

幼児教育（小学校入学までの子どもの教育）の充実に関する取り組みの重要度



資料：「教育振興計画策定に係るアンケート調査」



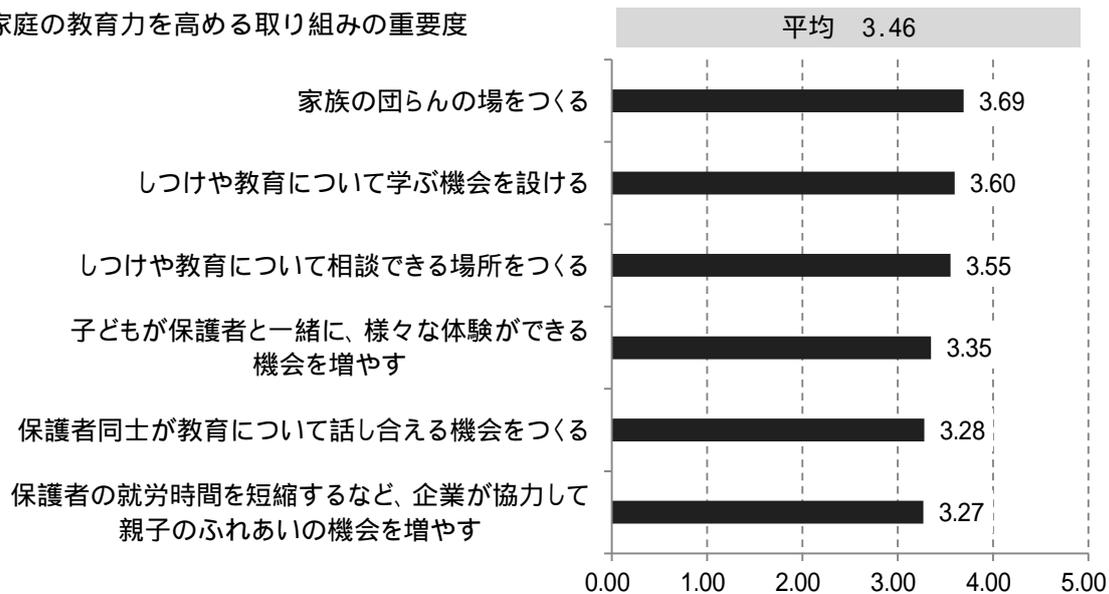
「幼稚園の田植え体験」

(3) 家庭・地域の教育力について

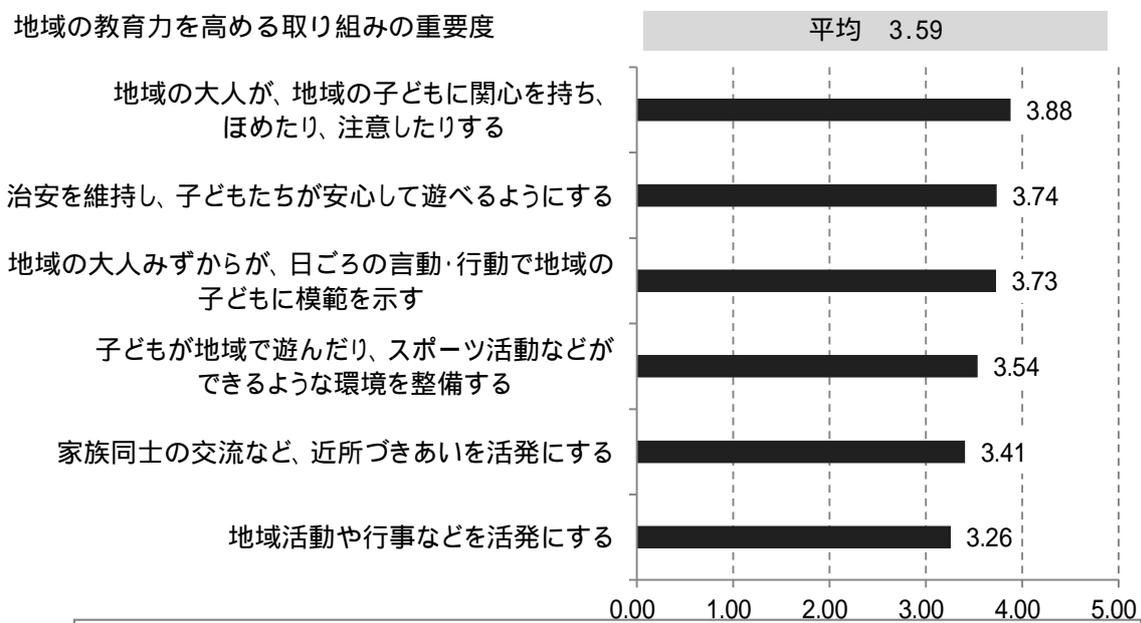
家庭の教育力を高める取り組みについて重要度をみると、「家族の団らんの場をつくる」が最も高くなっています。また、「しつけや教育について学ぶ機会を設ける」など子どもと接する時間、保護者が学ぶことのできる取り組みが求められています。

地域の教育力を高める取り組みについての重要度では「地域の大人が、地域の子どもの関心を持ち、ほめたり、注意したりする」「治安を維持し、子どもたちが安心して遊べるようにする」「地域の大人みずからが、日ごろの言動・行動で地域の子どもの模範を示す」が上位となっており、地域の教育力の重要性が問われています。

家庭の教育力を高める取り組みの重要度



地域の教育力を高める取り組みの重要度



各項目の重要度（「重要」：5、「やや重要」：4、「あまり重要でない」：3、「重要でない」：2、「分からない」：1）をもとに加重平均を算出

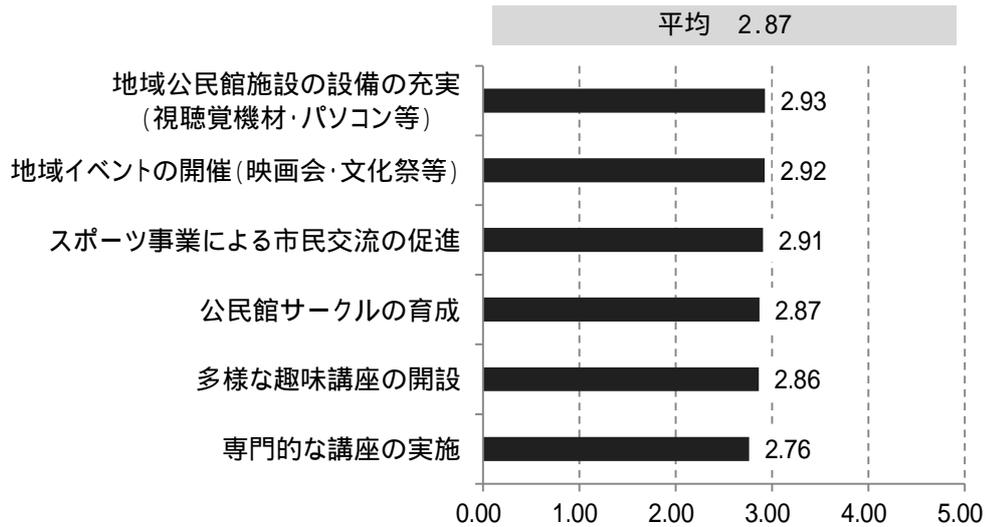
資料：「教育振興計画策定に係るアンケート調査」

(4) 社会教育について

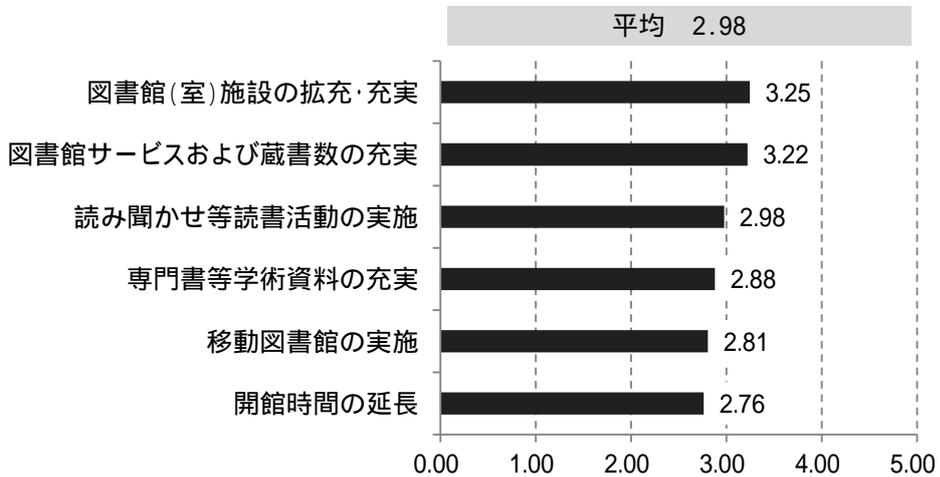
公民館事業及び図書館の充実に関する取り組みについて重要度をみると、公民館事業では「地域公民館施設の設備の充実」、図書館では「図書館(室)施設の拡充・充実」「図書館サービスおよび蔵書数の充実」と、施設や設備の充実が最も求められていることがうかがえます。

また、公民館事業の「地域イベントの開催(映画会・文化祭等)」、図書館の「読み聞かせ等読書活動の実施」も上位となっており、市民が集うことのできるイベントや活動の充実が求められています。

公民館事業の充実に関する取り組みの重要度



図書館の充実に関する取り組みの重要度



各項目の重要度(「重要」: 5、「やや重要」: 4、「あまり重要でない」: 3、「重要でない」: 2、「分からない」: 1)をもとに加重平均を算出

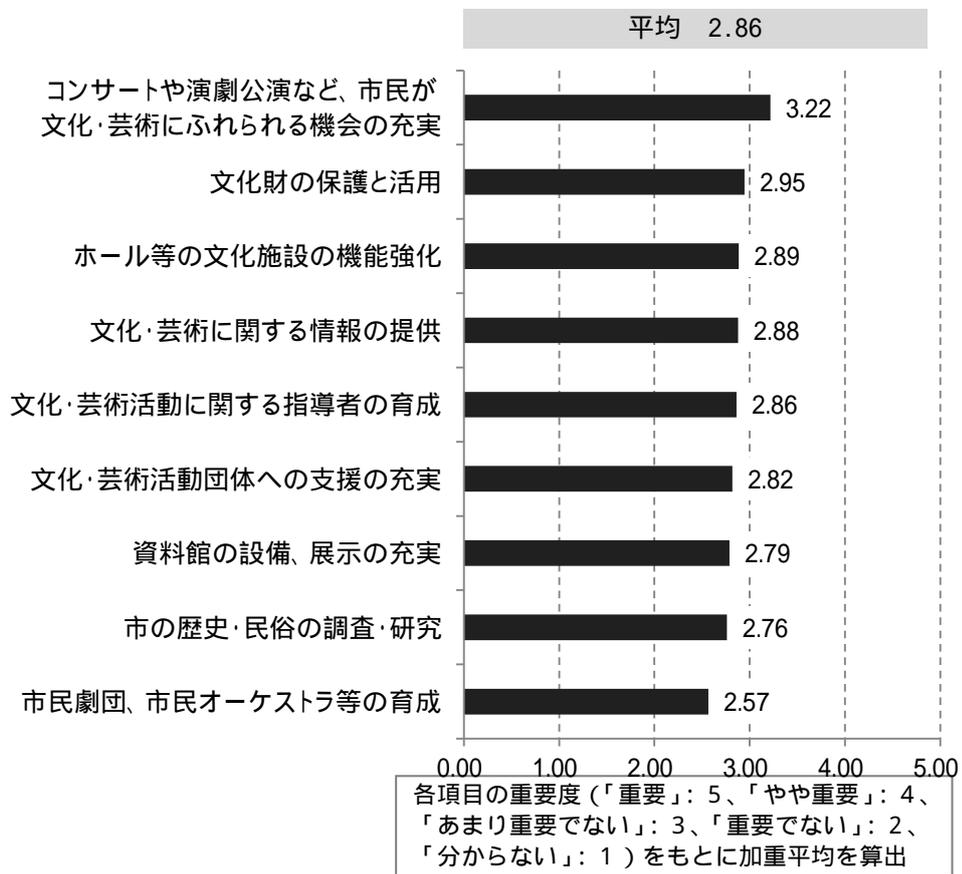
資料: 「教育振興計画策定に係るアンケート調査」

(5) 文化・芸術活動について

文化・芸術活動の充実に関する取り組みについて重要度をみると、「コンサートや演劇公演など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。

また、「文化財の保護と活用」も上位となっており、京丹後市の豊富な文化財を市民が身近に感じ、学ぶことができる機会づくりが求められています。

文化・芸術活動の充実に関する取り組みの重要度



資料：「教育振興計画策定に係るアンケート調査」



「高齢者大学 開講式」

第3章 基本理念と視点

1. 基本理念

教育は、一人ひとりの個性や能力を開花させ、人生を豊かに、幸福にするための基盤となるだけでなく、これからのふるさと京丹後を担う「人づくり」であり、まちづくりの根幹です。

本計画では、義務教育修了までに全ての子どもたちが、自立して社会で生き抜く基礎を育て、同時に市民が主体的に生涯を通じて学べる学習環境づくりを推進します。

そして、すべての市民がふるさと京丹後の伝統・歴史・文化・スポーツ等に愛着と誇りを持ち、自らの考えで幸福な未来を着実に切り拓き、生涯にわたり誇り高く生き抜くことができる力を育むとともに、地域の絆を深め、自らの飛躍とまちの将来に向けて新しい価値を創りだす力を育む教育を目指します。

また、グローバル社会を生き抜くため、自分自身の考えにより、多様なジャンルへの学びを深め、どんな課題にも対応できる力を持った人となるための教育環境の提供を目指します。

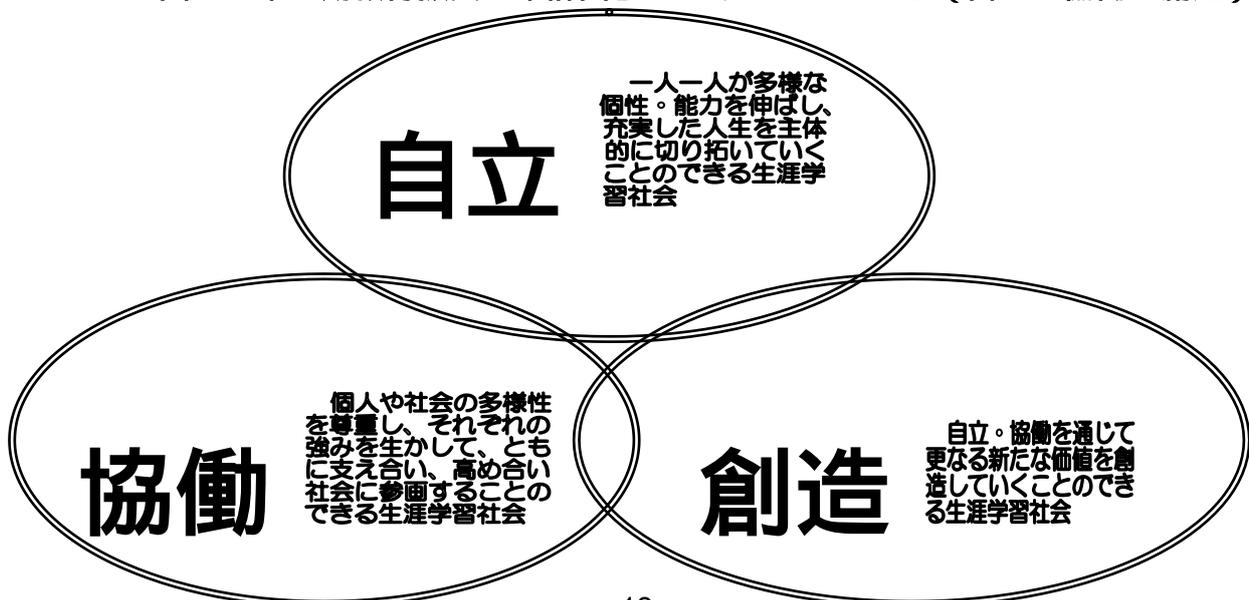
以上のような考えに基づき、京丹後市が目指す教育を次のように定めます。

京丹後市が目指す教育

心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育

ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育

国の「第2期教育振興基本計画」における3つの理念（自立・協働・創造）



2. 視点

計画の基本理念を実現するため、施策の推進にあたって大切にしている2つの視点を定めます。

視点1 10年間を見通した小中一貫教育を推進し、確かな学力と社会を生き抜く力を育みます

京丹後市では、「京丹後市の学校教育改革構想」に基づき、就学前から中学校卒業までの10年間を一体と捉え、系統的で一貫した教育環境づくりを進めています。今後、この教育改革をより確かなものとするために、学校園の連携を強化しながら、すべての中学校区で小中一貫教育を積極的に推進し、確かな学力の育成に努め、希望する進路の実現を目指します。

また、グローバル化や情報化等、社会の多様化が急速に進む中、子どもたち一人ひとりが生き生きと学び、多様な個性・能力を伸ばし、幸福な人生を主体的に切り拓いていくことのできる力を育みます。

就学前から中学校卒業までの10年間を見通した小中一貫教育

幼稚園・保育所	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
0期	期			期			期		
就学前	基礎期				充実期			発展期	

視点2 生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進します

子どもから大人まで、生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすためには、だれもが主体的に学ぶことのできる環境はなくてはならないものです。

また、市民が生涯にわたって学び続けるその成果を、次代を担う子どもたちの教育にも活かすこと、子どもの健やかな成長に関わる中で大人も子どもも、共に学びあうことのできる環境づくりが大切です。

京丹後市の豊かな歴史や文化、地域のつながりを最大限に活用し、ボランティアの協力を得るなど、学校園、家庭、地域及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、誰もが学びあうことのできる環境づくりを進めます。



「高齢者大学（古典文学）」

3. 計画の体系

京丹後市が目指す教育

心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育
ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育



第4章 重点目標と主要な施策の方向性

京丹後市の教育の基本理念を実現するため、第3章、計画の体系の中で掲げた7つの重点目標の達成に向けて、現状と課題、基本的方針、施策の方向性、主な目標指標（注3）を示します。

重点目標1 就学前の子どもの教育・保育環境を充実します

【現状と課題】

京丹後市では、社会環境の変化に伴う保育ニーズの高まりや少子化の進行等に留意した保育所・幼稚園の適正配置を行うため、平成23年3月に「京丹後市保育所再編等推進計画」を策定し、施設の統廃合、幼保一体化及び保育所の民営化について取り組みを進めています。

現在、市内には公立幼稚園が4か所、公立保育所が23か所あり、うち幼稚園と保育所を併設したこども園が2か所、私立保育所が3か所あります。

こども園では、午前中はすべての子どもに教育・保育が一体となったカリキュラムを提供しており、幼児期の教育・保育それぞれの考え方や手法が融合し、子どもの教育を受ける環境は向上しています。また、職員の意識改革や資質向上にもつながっていますが、同様に単独の保育所においても、質の高い教育・保育を提供できる環境づくりが必要となります。

また、家庭環境や保護者の就労状況が多様化するなか、様々なニーズに対応したサービスを提供していますが、地域や家庭で安心して子育てをするために、一層のサービス情報の周知と徹底を図る必要があります。

【基本的方針】

就学前の子どもの健やかな育ちを確保するため、保育ニーズに応じた保育環境の整備はもとより、保育士や教員の資質向上及び専門性を高めるために研修機会を設けるとともに、幼稚園と保育所の連携を深め、教育・保育を総合的に提供できる環境づくりに取り組みます。また、小学校への円滑な接続を目指し、保幼小の連携を強化します。

地域や家庭で安心して子育てができるよう、地域の実情や保護者のニーズを的確に把握しサービス情報の周知徹底を図るとともに、子育てや就学前教育についての情報交換や気軽に相談する場の確保に努めます。

注3 目標指標とは、重点目標の達成に向けた京丹後市教育委員会の取り組みを評価するため、10年後を見据えた「指標」です。

【施策の方向性】

1. 就学前教育の環境整備

「京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、旧6町域すべてにおいて、保護者の就労状況等の家庭環境に関わらず、就学前の教育・保育を総合的に提供できる環境整備を進めます。

子育て家庭の子育ての不安に寄り添いサポートする体制の強化を図ります。

職員自身の自主的な資質向上を促すため、保育所・幼稚園の全職員を対象とした研修の充実を図るとともに、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

2. 保幼小の連携強化

保幼小の円滑な接続のためのカリキュラムを開発し、すべての保育所、幼稚園及び小学校で実施します。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値（H36）
幼稚園の数	4（平成25年度）	6
病後児保育の実施事業所数	0（平成25年度）	1
子育て支援センター数	7（平成25年度）	8
一時預かり実施事業所数	6（平成25年度）	9
保育所・幼稚園職員の全体研修数	3（平成25年度）	5



「幼稚園の七夕」

重点目標 2 . 確かな学力・生き抜く力を育みます

【現状と課題】

京丹後市では、少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進んでいます。そうした中、一定規模の児童生徒数・学級数を確保し、多様な学習指導や多角的な人間関係の育成を図るため、学校再配置事業に取り組んでいます。

また、学校再配置による教育環境をより発展させるため、平成 24 年 11 月には「京丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想に基づき、現在、市域全域において就学前から中学校修了までの系統的で一貫した教育を実現するため、小中一貫教育の推進に取り組んでいます。

京丹後市の児童生徒は、基礎的な学力はほぼ全国の平均値にあるものの、知識や技能を活用する力に課題が見られます。グローバル化や情報化等、変化の激しい社会においては、知識や技能のみならず、思考力や判断力、表現力、学ぶ意欲等に加え、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決する力が求められており、ICT の活用等も図りながら、その能力を育成していくことが求められています。

京丹後市の学校教育改革の推進によって、変化の激しい社会を生き抜くことのできる子どもを育むためにも、教職員の資質向上はもちろんですが、学校園、家庭及び地域が協働し、社会全体で子どもの教育に取り組むことが求められています。

【基本的方針】

小中一貫教育を柱とする学校教育改革の推進により子どもの成長に応じた指導の一貫性を確保する体制を充実することで「確かな学力」を育み、あわせて、学校園、家庭及び地域が協働し、相互に連携しながら教育力の向上を図ります。

一人ひとりの個性や能力、確かな学力を育むとともに、地域社会への理解と関心を高め、グローバル化等の社会の変化に対応するなど、将来への夢と希望を基盤として未来を切り拓くことのできる「生き抜く力」を育みます。

【施策の方向性】

1 . 小中一貫教育の推進

「京丹後市の学校教育改革構想」に基づき、子どもたちの「確かな学力」と「社会を生き抜く力」を育む小中一貫教育を着実に進めます。

中学校区を単位とした共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある学校園の教育活動を進めます。

小中一貫教育等について保護者や地域の理解を得るとともに連携を深めるため、教育フォーラムを開催するなど、学校教育改革に関する情報提供の機会を拡充します。

学識経験者や市民、保護者及び学校園関係者等が、学校教育改革を適切に検証、評価し、取り組みの改善を進めます。

小中一貫教育等における目標の実現状況や教育活動の成果が明らかになるよう、学校評価を充実します。

2. 学校園、家庭、地域の協働による教育力の向上

子どもの発達や学習の特性等に応じた保幼小中一貫の教育課程により、すべての学校園で就学前から中学校修了までの系統的な指導を実施するとともに、小中学校の接続期の指導を充実します。

教職員の授業実践力や生徒指導力を高める研修を充実します。

加配教職員やスクールサポーターを効果的に配置し、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導体制を整えます。

京丹後市への理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域生活への意欲を系統的に育む「丹後学」を、地域の人々の協力と参画により、すべての小中学校で実施します。

子どもたちの基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立等について、学校園と家庭が連携した取り組みを充実します。

中学校区を単位として学校園、家庭及び地域が育みたい子ども像や課題を共有し、連携・協力して進める地域の教育環境づくりを推進します。

市民が学校の教育活動を積極的に支援する学校支援ボランティアの取り組みを拡充します。

放課後における学習や体験活動の充実に向け、学校、家庭及び地域が連携し、地域ぐるみの学習環境の体制づくりを進めます。

3. 確かな学力の育成

小中一貫教育により校種間を円滑に接続し、就学前から中学校卒業までの10年間の系統的な学習指導を実現します。

全国学力・学習状況調査の結果が、現在、全国・府平均を上回っている学力についても、診断結果をもとに児童生徒の学力状況をきめ細かく把握するとともに、分析結果を活用した指導改善により、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行います。

すべての教科や特別活動に「言語活動」や「コミュニケーション活動」の充実を位置付け、系統的・継続的な指導を行います。

「丹後学」において京丹後市の学習素材を活かした体験的な学習や問題解決的な学習を行うなど、児童生徒が目的意識を持って主体的に取り組む学習を充実します。

自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等、習得した知識や技能を活用する力を育成するため、教育実践モデル校等を指定し、その実践と成果をすべての学校園に普及します。

家庭学習が定着するよう、学校と家庭が連携して児童生徒の主体的な学習習慣を育成します。

学校支援ボランティアや大学のもつ専門性を活用したり、小中学校、高等学校が積極的に連携・交流したりするなど、児童生徒の知的好奇心や学習意欲を育むための取り組みを充実します。

4. 社会を生き抜く力の育成

子どもたちが将来、社会的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を身に付けるため、就学前教育から義務教育修了時まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育^(注4)を推進します。

「丹後学」において、郷土とそこに生きる人々を通じた探究活動を充実し、自己の生き方・あり方について深く考える力を育てるとともに、児童生徒の将来への夢や希望を育みます。

児童生徒の学習に対する興味・関心や意欲を高めるため、情報通信ネットワークやコンピュータなどのICT環境を整備します。

小学校低学年から英語に親しむ活動を充実するなど、国際社会に生きる日本人としての基礎的な能力を系統的に育成します。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値 (H36)
学校関係者による中学校区(学園)ごとの検証・評価・取り組みの改善のサイクルの確立	(平成25年度)実施中学校区 0	全中学校区(学園)で実施 6
学校の授業時間以外の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合	小学生 73.2%, 中学生 50.6% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙(平成25年度)小6・中3	小学生 80%以上 中学生 70%以上
一貫性・系統性のある指導による確かな学力の定着	小中学校各教科の全国平均正答率 毎年の文部科学省「全国学力・学習状況調査」	市平均の 全教科全国平均 以上
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	中学生 70.0% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 生徒質問紙(平成25年度)中3	中学生 90%以上



「小中一貫教育(小中教員によるチームティーチング)」

注4 キャリア教育とは、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むことなどを主眼として行われる教育のこと。

重点目標 3 . 子どもを健やかに育む教育環境を充実します

【現状と課題】

学校は、すべての子どもにとって安全・安心な学習と生活の場であり、健やかな成長を保障する教育の場です。

近年、大規模災害や子どもを巻き込む悪質な事件・事故が増加しています。学校における安全保障とあわせて、地域と連携した児童生徒の安全確保の取り組み、また児童生徒が自らの安全を確保できる力を育成することが求められます。

さらに、災害発生時には地域住民の避難場所となることから、児童生徒の安全教育の取り組みに合わせて、防災施設として関係機関との連携を図る必要もあります。

京丹後市の学校施設については、学校再配置に伴い拠点校の教育環境の整備を進めているとともに、京丹後市学校施設耐震化計画に基づき耐震化を進めてきたところですが、学校施設も老朽化していくことから、今後、学校施設全体について、各施設の現状を的確に把握し、計画的な維持・管理を図る必要があります。

また、京丹後市では学校再配置によって校区が拡大している学校も多いことから、児童生徒の安全な通学環境の確保も課題となっています。

さらに近年、発達障害をはじめ、発達が気かりな子どもや医療的ケアの必要な子どもなど、配慮を要する子どもが増加している中、障害者権利条約の批准を受け、今後ますますインクルーシブ教育^(注5)の進展が求められています。

京丹後市においても、個々のニーズに柔軟に対応した教育的支援が必要になってきており、特別支援教育の推進をはじめとして、発達上、心理上及び環境上の配慮を要する子どもへの支援体制の整備が求められています。

【基本的方針】

災害や事件・事故等に備えた安全確保のため、学校施設の老朽化対策や耐震化等を計画的に進めるとともに、児童生徒が自らの安全をまもるための能力を身に付けさせる安全教育や、また、ボランティアの協力を得る等、地域が一体となって支える教育環境づくりを進めます。

また、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障する教育環境を整備します。



「小中一貫教育（こども園と中学校の合同避難訓練）」

注5 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。

【施策の方向性】

1. 子どもの安全・安心の確保

児童生徒を事件や事故から守るため、スクールガードリーダーによる巡回指導や子ども安心パトロール車の運行等、保護者や地域ボランティアの協力を得ながら、学校内外における安全確保に努めます。

学校再配置による校区の拡充に伴い、遠距離通学用スクールバスの安全な運行管理及び車両管理を実施します。

児童生徒自身の危機対応能力を育むため、各学校の危機管理マニュアルに基づく防災教育や安全教育を計画的・継続的に実施します。

2. 学校施設環境等の整備充実

学校再配置に伴う拠点校の施設整備を進めます。

学校施設耐震化計画に基づき、学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策を計画的に進めます。

学校施設機能の維持・改善のため、老朽化が著しい学校施設の改修・修繕等を計画的に進めます。

3. 個に応じた支援体制の充実

発達障害等を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行うため、学校園と保護者、行政、医療及び関係機関等が広く連携し、乳幼児期から青年期までを見通した特別支援教育を進めます。

外国語を母語とするなど日本語の習得が十分ではない児童生徒に対し、スクールサポーターを配置するなど個別に日本語支援を行う体制を整備します。

4. ボランティアによる学習支援の推進

市民のボランティア意識を高め、自らの知識や学習で培った技術などを学校で、児童に紹介する機会づくりを進めます。

市民ボランティアが、地域の中で、子どもたちの活動を支える環境づくりを進めます。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値（H36）
市立小学校の耐震化	88.5%（平成25年度）	100%
市立中学校の耐震化	93.5%（平成25年度）	100%
非構造部材の耐震対策	0%（平成26年度）調査中	100%
学校支援ボランティア登録者数	427人	500人



「耐震補強工事をした小学校体育館」

重点目標 4 . 豊かな人間性・社会性を育みます

【現状と課題】

近年、いじめによる児童生徒の自殺等、児童生徒を取り巻く社会問題は深刻化しています。どのようなことがあっても、人が自らの生命を絶つようなことはあってはなりません。そのためには、人を思いやり、生命を尊重する心や、規範意識など、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むとともに、自己肯定感や自尊感情を育むことが必要です。

京丹後市の児童生徒を対象とした意識調査の結果によると、自己肯定感や自尊感情は全国平均に及ばないこともあり、学年が上がるにつれてその割合が増加する傾向がみられます。

生徒指導上の問題では、暴力事象は減少傾向にあるものの、規範意識や耐性の育ちの弱さなど様々な課題がみられます。

また、不登校についても減少傾向にはあるものの、引き続き取り組むべき重要な課題となっています。不登校となっている児童生徒の多様な要因や背景の中には、人間関係づくりやコミュニケーションの力、社会性の育ちなどに弱さがみられる場合があります。京丹後市では、臨床心理士による教育相談を実施するとともに、教育支援センター「麦わら」を拠点とし、専門職員が不登校の児童生徒及び保護者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行っています。

児童生徒を取り巻く課題については、学校におけるきめ細かな指導を基礎としつつも、家庭・地域の協力なくしては解決することができないものです。また、豊かな人間性・社会性は、多様な価値観や文化とのふれあい、家庭や地域の多様な人々との交流、子どもたち自身の様々な体験を通して育まれるものです。そのため、学校内外において、生涯にわたってそうした体験が得られるような機会やしくみが求められています。

【基本の方針】

学校園、家庭、地域及び行政の協働により、子どもたちが周囲からの愛情や信頼、期待などに「包み込まれているという感覚」を育むとともに、人や社会との絆、思いやりを大切にする豊かな人間性・社会性を育みます。

また、不登校等の課題がある児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。

【施策の方向性】

1 . 人を思いやり、尊重する社会性の育成

小中一貫教育による学校園や校種を超えた交流授業や合同行事など、多様な集団での活動を充実し、子どもたちの自尊感情を高めるとともに、豊かな人間関係や社会性を育みます。

生命を大切にする心や他人を尊重する心などを育むとともに、すべての教育活動において、就学前から中学校までの系統性・一貫性のある道徳教育や人権教育を

推進します。

地域の人々との幅広い交流の機会を拡充することで、ルールやマナー、社会常識、社会性を育みます。

各中学校区において、学校園、家庭及び地域が子どもたちの生活実態や課題を共有し、規範意識や社会性を高める取り組みを協働して進めます。

情報機器の適切な使用やSNS^(注6)に代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等について、児童生徒の実態に応じて具体的に指導するとともに、専門家や学校支援ボランティア等と連携し、系統的かつ一貫性のある指導体制を整備します。

2. 生徒指導体制、教育相談体制の充実

子どもたちが集団生活を通して課題を解決する意欲と実践力を身に付けることができるよう、一人ひとりの生活実態の把握や内面理解の充実を図ります。

学校園の状況に応じてスクールサポーターを配置するなど、子ども一人ひとりの課題やニーズに対応するきめ細かな支援体制を整備します。

いじめの防止等に関する基本的な方針を基に、組織体制の整備を行うとともに、関係機関と連携し対策の総合的な実施を一層推進します。

不登校等の児童生徒の多様な実態と課題に対応し、学校復帰を目指すため、教育支援センター「麦わら」の相談支援機能を高めます。

3. 家庭・地域の教育力の向上

各中学校区の学校園、家庭及び地域が、育みたい子ども像や児童生徒の実態及び課題を共有し、緊密に連携して指導を行うしくみづくりを進めます。

家庭は自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ちなどを養う最も重要な役割を担うため、就学前から青年期までの子どもの成長段階に応じた家庭教育支援を進めます。

子どもの豊かな人間性・社会性を育むとともに、孤立しがちな親や子育てに悩みを抱えている親への支援等のため、すべての町域における家庭教育支援チームの活動を進めるとともに、関係団体の活動を支援します。

子どもたちが身近な地域で体験や交流ができる活動を充実します。

地域における子どもたちの活動拠点を確保し、地域ボランティアの協力を得て様々な体験活動、地域住民との交流活動を行う地域子ども教室の拡充を進めます。青少年の健全育成と安全・安心な地域づくりのため、青少年健全育成会をはじめ、関係団体と連携した効果的な活動を進めます。

注6 SNSとは、Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会といった目的を掲げ、各社がサービス行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。

4. 芸術文化を通じた豊かな感性、情緒の育成

子どもが生涯にわたって芸術や自然を愛する心や豊かな感性を育むための体験活動や、学校支援ボランティア等の専門的な知見や技能を活用するなど、我が国や京丹後市の伝統文化や自然環境、文化・芸術等に親しみ、学ぶ機会を充実します。

学校園や家庭での読書活動により子どもの豊かな情緒を育むため、関係機関・団体等との連携・協力関係をさらに強化し、学校園、家庭及び地域が一体となった取り組みを進めるとともに、学校図書館の機能強化を図ります。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値 (H36)
不登校児童生徒の発生率	小学校 5 人/0.16% 中学校 47 人/2.49% (平成 25 年度)	減少させる
いじめの認知件数/発生率	小学校 386 件/12.7% 中学校 189 件/10.2% 平成 25 年度 2 学期末現在(参考)	減少させる
認知されたいじめの年度内解消率	小学校 357 件/92.5% 中学校 181 件/95.8% 平成 25 年度 2 学期末現在(参考)	100%
いじめはいけないことだという意識がある児童生徒の割合	小学生 97.0%, 中学生 90.9% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙(平成 25 年度)小 6・中 3	増加させる
学校のきまりや規則を守る意識がある児童生徒の割合	小学生 93.8%, 中学生 90.8% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙(平成 25 年度)小 6・中 3	増加させる
人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学生 94.4%, 中学生 95.2% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙(平成 25 年度)小 6・中 3	増加させる
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学生 94.0%, 中学生 93.2% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙(平成 25 年度)小 6・中 3	増加させる



「小中一貫教育(中学校部活体験)」

重点目標 5 . 生涯にわたる豊かな学びを支援します

【現状と課題】

「学び」とは、本来、学校園で行われる教育だけではありません。社会人はさらなるキャリアを積むための学び、また子育て世代では子どもの豊かな心を育むための学び、そして高齢者は高齢期を安心して充実したものにするための学びが必要であるように、私たちにはライフステージに応じた学習機会が必要です。

また、近年の急速な少子高齢化やグローバル化等の進行により、社会は激しく変化し続けています。そうした中で、若年層のひきこもりや高齢者の孤立死など、地域社会を取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

社会教育は、本来すべての人が社会の変化に適応した豊かな人生を送ることに寄与することはもちろん、生涯を通して一人ひとりの潜在能力を伸ばすことで、地域で支えあう人づくりを進めるとともに、様々な地域課題を解決する人材を育成するという重要な役割も担っています。

京丹後市では、これまであらゆる機会や場所を通して、市民の生活に即した課題について学ぶための学習機会や情報を提供してきました。また、公民館を拠点として相互学習や住民交流を進めるとともに、図書館を中心として自己学習及び資料収集の場の提供に努めてきました。

今後はより一層、若年期から高齢期まで、生涯を通してライフステージに応じた学びや必要な情報を得ることができる生涯学習社会への環境づくりが求められています。同時に地域社会が抱える課題の解決に向けた効果的な学習や実践活動の方向性について関係部局と情報を共有しながら取り組むために、全市的な生涯学習を進める体制づくりが求められています。

【基本の方針】

まちづくりや福祉等多様な分野の関係部局、また学校、保護者、地域住民、企業、大学等の多様な主体との協働により、住民相互のネットワークづくりを進め、子どもから大人まで、だれもが生涯にわたり学び続けることができ、その成果を地域社会に還元することのできる環境づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 . 生涯学習の体制づくり

市民の多様な学習ニーズや地域課題に対応するため、学習内容の評価・検証や情報提供等を進めます。

市民の身近な学習及び交流の拠点である中央公民館及び地域公民館の活動の充実を図るとともに、地区公民館との連携を強化することによって、地域での公民館活動を支援します。

市民の自主的かつ自発的な学習の場である図書館の機能の充実と利用の促進を図ります。

2. 人権教育の推進

人権啓発推進協議会の活動の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を進めます。

さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため、学校園、家庭及び地域など、身近な場での学習機会の充実と促進を図るとともに、関係機関・団体と連携し、職員及び指導者の資質向上を図るための学習機会の提供に努めます。

3. 文化芸術活動の推進

市民の豊かな心を育むため、丹後文化会館を拠点として、市民が優れた文化芸術に親しむ機会を充実します。

関係機関及び団体と連携し、地域の特色を活かした文化事業を行うとともに、市民の自発的かつ日常的な文化芸術活動を支援します。

4. 社会教育施設の整備充実

公民館や図書館等をはじめとする社会教育施設の設備・機能の充実を図り、社会教育の実践活動を行う環境整備を進めます。

老朽化が進んでいる社会教育施設は、利用者の安全・安心に資するため、計画的な整備改修を検討します。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値（H36）
青少年の体験活動事業数	42 事業	60 事業
趣味・教養講座数	29 事業	35 事業
地域課題学習講座数	2 事業	10 事業
高齢者大学の参加者数	789 人	1,000 人
人権学習会の参加者数	820 人（平成 25 年度）	1,200 人
図書の間貸出冊数 （市民 1 人当たり）	5.2 冊 （平成 25 年度）	7.0 冊
文化協会加盟サークル数	170 団体	200 団体



「高齢者大学（絵手紙）」

重点目標 6 . 歴史文化を活用し、郷土への愛着と誇りを育みます

【現状と課題】

古代の京丹後市は「丹後王国」と称されるように、特色ある歴史文化を育んできました。また、現在では世界に誇れる豊かな自然環境を背景に、山陰海岸国立公園、山陰海岸ジオパークに認定されています。

これらの歴史文化や自然環境への理解を深める取り組みとして、歴史講演会・講座などの開催、市史編さん事業の実施、資料館等での文化財の展示公開や地域に残る文化財の紹介、見学会等にも取り組んできました。

また、市内に残された貴重な文化財の保全を図るため、文化財の修理や民俗芸能の継承に補助金を交付し、史跡の管理や史跡整備の取り組みを進めています。

今後、市民の歴史文化に対する興味や関心を高めるため、市民一人ひとりが地域の歴史や自然に親しみ、郷土への愛着と誇りを育む取り組みが必要となっています。

学校園では、学校支援ボランティア等とも連携し、身近な地域や市の歴史・文化・自然等を学習素材とした地域探究活動、体験活動を積極的に進めており、平成 26 年度には京丹後市の歴史・文化・環境・産業等について系統的に学ぶ「丹後学」を導入しました。

「丹後学」の実施にあたっては、地域の人々の積極的な参画を促し、子どもたちが京丹後市の様々な人の生き方や考え方にふれ、郷土への愛着と誇りを育むとともに、将来への夢と希望を育む環境づくりが求められています。

このように、市民一人ひとりが、貴重な文化財や資料の保護・活用を進めるとともに、様々な地域資源を活用し、より多くの市民が京丹後市の歴史・文化等に対して理解を深める機会を充実していくことが必要です。

【基本的方針】

学校・地域の連携により、京丹後市の歴史・文化等を学ぶ「丹後学」を進めるなど、子どもたちのふるさとへの愛着と誇りを育みます。また、市内の豊富な歴史文化資源の保護・活用に取り組み、資料館施設の整備充実と併せて、歴史文化について深い理解と関心を持つ人材の育成・活用を進めます。

【施策の方向性】

1 . 豊かな歴史文化等を学習する機会の充実

京丹後市の歴史・文化・自然等を活用した学習を充実するため、小中一貫教育の導入にあわせ、「丹後学」を積極的に展開します。特に、ジオパークに認定された地質遺産を活用したフィールド学習を、小学生を対象に実施します。

子どもたちが地域の人々の仕事や生き方にふれることは、地域を再発見することにつながります。学校支援ボランティアや丹後の歴史に精通した京丹後史博士等を活用し、地域の人々が学校園の教育活動を積極的に支援する体制を拡充します。文化財セミナーや京丹後史博士育成講座等、市民を対象とした歴史・文化の学習機会を充実します。また、京丹後史博士等の人材活用を図ります。

2. 文化財の保護と活用

市内の貴重な歴史・文化等を保護し後世に伝えるため、文化財の管理や建造物等の修繕、郷土芸能の道具の更新等を通して文化財の保全を図ります。

京丹後市史編さん事業での調査成果や刊行物を基に、郷土の文化財を活用し市内外の人々の理解を深める活動を進め、地域づくりに活かします。

京丹後市デジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、丹後の優れた文化財、調査成果について発信していきます。

古代丹後を代表する網野銚子山古墳、赤坂今井墳墓等の史跡を整備し、活用することで郷土への誇りと愛着を培い、併せて古代丹後の輝かしい資産を観光資源としても活用します。

3. 資料館施設の整備充実

市内の資料館施設で郷土の歴史や文化財の展示会を開催し、市民や市外の人々に、巨大古墳に象徴される古代丹後の輝かしい歴史や、それ以降の丹後の歴史、文化財や鳴き砂、ジオパーク等について理解してもらうための普及啓発を図ります。児童生徒を対象とした社会科学習、郷土学習を進めます。

郷土の歴史や文化財の調査を進め、貴重な資料を保管し後世に伝えます。

資料館施設の整備充実を図り、市内外の人々が歴史や地域の文化財への関心を高める活動を推進します。

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値 (H36)
文化財セミナー、京丹後史博士講座等の文化財事業参加者数	1,468人(5事業17講座) (平成25年度)	1,700人
資料館、文化館入館者数	13,808人(3施設)(平成25年度)	15,000人
史跡整備	史跡整備6遺跡(平成25年度) 京丹後市文化財マスタープラン	8遺跡



「大田南5号墳出土 方格規矩四神鏡」



「湯舟坂2号墳出土 金銅装環頭大刀」

重点目標 7 . たくましく健やかな体づくりと生涯スポーツを推進します

【現状と課題】

生涯にわたって健康に暮らすことはすべての人の願いであり、そのためには子どもから高齢者までが、気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが必要です。また、スポーツ活動は市民の健康増進に寄与するだけでなく、より豊かで充実した生活を送るためにも欠かせないものです。

特に、子どもの頃にスポーツを体験し、身体能力や健康への知識の基礎を育むことは非常に重要です。京丹後市の児童生徒の体力・運動能力は全国平均と比較して大きな課題はみられませんが、スポーツにおける競技力のさらなる向上が課題となっています。

京丹後市では各地域でスポーツ教室を実施するなど、子どもから高齢者まで、年代や体力及び目的に応じてスポーツに取り組む場を積極的に提供しています。

しかし、スポーツ教室等の参加者が少ないなど、運動不足を感じながらもスポーツに取り組んでいない市民が依然として多い状況にあります。

このため、子どもの健康な体づくりとあわせて意欲をもってスポーツに取り組む環境づくりを進める必要があります。また、市民の健康づくりとして日常的にスポーツに取り組むことができるように必要な情報や機会を提供するなどスポーツに取り組む機運を高めるとともに、市民が気軽にスポーツができる環境づくりが求められています。

【基本的方針】

子どもたちのスポーツに親しむ習慣の確立や体力づくりに取り組み、たくましく健やかな身体を育みます。また、子どもから高齢者まで、だれもが豊かで充実した生活を送ることができるよう、市民が生涯にわたってスポーツに取り組むことのできる環境づくりを進めます。

【施策の方向性】

1 . 健康な体づくり

子どもの基本的な生活習慣の確立のため、学校園が連携し、発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、その大切さについて家庭への啓発に努めます。

喫煙・薬物乱用などの防止、各種感染症や生活習慣病の予防等に関する指導、エイズを含む性に関する指導について、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行います。

食の知識や規則正しい生活習慣等を身につけさせるため、適切な給食指導を行うとともに、「丹後学」等を通して地場産物や郷土食に親しむ学習をするなど、家庭や地域と連携した食育の取り組みを進めます。

児童生徒の体力・運動能力の実態や課題を的確に把握・分析し、小中学校の一貫した体育指導を進めます。

学校園、家庭及び地域が連携して子どもの運動・スポーツ環境の充実を図るため、学校体育施設の開放や学校支援ボランティア等を活用したスポーツ指導を進めます。

2. 地域スポーツ活動の推進

スポーツ推進委員をはじめ地区公民館、PTA等と連携し、各種ニュースポーツ教室等の実施や各種スポーツ行事等への協力等、スポーツの普及を図ります。

市民の多様なスポーツニーズに対応した活動を充実するため、体育協会等の活動支援及び組織強化を支援します。

市民の健康づくりとして、年齢や体力、目的に応じた日常的なスポーツ活動を促進するために、効果的なスポーツ情報と機会の提供を進めます。

3. 競技力の向上

学校体育団体と連携し、子どもたちの競技スポーツへの関心を高めるとともに競技力の向上を図るため、小中学校の一貫した指導を進めます。

体育協会と連携し、京丹後市総合体育大会の参加者の拡大及び競技力の向上に向けて大会の実施方法等について検討を進めます。

市民の競技スポーツへの関心を高めるため、トップアスリートによる指導機会の拡充に努めるとともに、トップアスリートの競技を観戦する機会の提供に努めます。

青少年のスポーツ活動における指導者を育成するため、研修機会の充実を図るとともに、ジュニアアスリートの育成・支援の方法について検討します。

4. 社会体育施設の整備充実

社会体育施設機能の維持・改善のため、老朽化が著しい社会体育施設の改修・修繕等を進めます。

社会体育施設の利用実態を把握して利用率の向上を図るとともに、利用率の向上が見込めない施設や老朽化した施設については、見直しや代替利用のあり方も含めて検討を進めます。



「社会人野球の選手による学童野球教室」

【主な目標指標】

目標指標	現状値	目標値（H36）
朝食を毎日食べる児童生徒の割合	小学生 97.8%, 中学生 91.1% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙（平成 25 年度）	小学生 100% 中学生 95%以上
平日、午前 7 時より前に起きる児童生徒の割合	小学生 88.4%, 中学生 77.2% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙（平成 25 年度）	小学生 100% 中学生 85%以上
平日、午後 11 時より前に寝る児童生徒の割合	小学生 91.6%, 中学生 45.0% 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 児童生徒質問紙（平成 25 年度）	小学生 100% 中学生 50%以上
小学生(5 年生)の体力テスト全国平均以上	8 種目中 7 種目	全種目
中学生(2 年生)の体力テスト全国平均以上	8 種目中 4 種目	全種目
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	21.6% 市民アンケート調査結果 （平成 24 年度）	65.0% 国の目標
京都府民総合体育大会入賞競技数	6 競技 京都府民総合体育大会結果 （平成 25 年度）	10 競技
公共スポーツ施設の利用回数	11,253 回 公共施設利用状況調査結果 （平成 24 年度）	13,000 回



「ニュースポーツ教室（きばれえ）」

第5章 計画の実現に向けて

1. 学校園・家庭・地域・行政の役割

生涯を通じて学び合う環境づくりのためには、学校園はもちろん、家庭、地域及び行政それぞれが主体的に役割を担い、協働により取り組むことが大切です。

(1) 学校園の役割

学校園は、教育活動の中核としての役割を担います。家庭や地域と連携しながら、子どもたちの持つ可能性を最大限に引き出し、たくましく未来を切り拓いていくことのできる子どもたちを育成します。

そのため職員及び教員は、子どもたちへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感をもって指導にあたります。

(2) 家庭の役割

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、自己肯定感や豊かな心、他者に対する思いやりや命を大切に作る気持ちなどを養うなど、子どもを育てるうえで最も重要な役割を担います。

また、基本的な生活習慣や家庭での学習を習慣づけることで、学校教育とのスムーズな連携を担います。

(3) 地域の役割

地域は、学校園や家庭と協力しながら子どもたちを育むとともに、そうした活動を通して、ふるさと京丹後を育む重要な役割を担います。地域は、家庭や学校園とは異なる様々な立場や年齢層の人々と出会う機会や場をつくります。そして、子どもたちは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、社会参画の意識を高めるとともに、自然や優れた歴史・文化にふれることで、ふるさとを愛する気持ちを育むことができます。

また地域は、生涯を通じて一人ひとりの資質・能力の向上を図り、その個性を發揮することができ、次代へと学びをつなぐ重要な生涯学習の場としての役割を担います。



(4) 行政の役割

行政は、学校園、家庭、及び地域がその役割を十分に果たすことができるよう、取り組むべき施策を総合的・体系的に位置づけ推進していきます。

学校に対しては、教員の指導や育成の充実を図るため、教科指導・授業改善への指導・助言などの学校支援や教員研修を実施します。さらに子どもたちが安心して学習ができるよう、施設整備を行うことで教育環境の充実を図ります。

家庭に対しては、学校園と家庭が協力して子どもたちを育む視点に立ち、家庭の教育力の向上に向けて支援していきます。

地域に対しては、学校園との連携を一層進めることで、地域が子どもたちを育てる活動を支援していくとともに、人々の生涯学習の環境づくりを推進していきます。

2. 計画の周知と各種情報の収集・発信

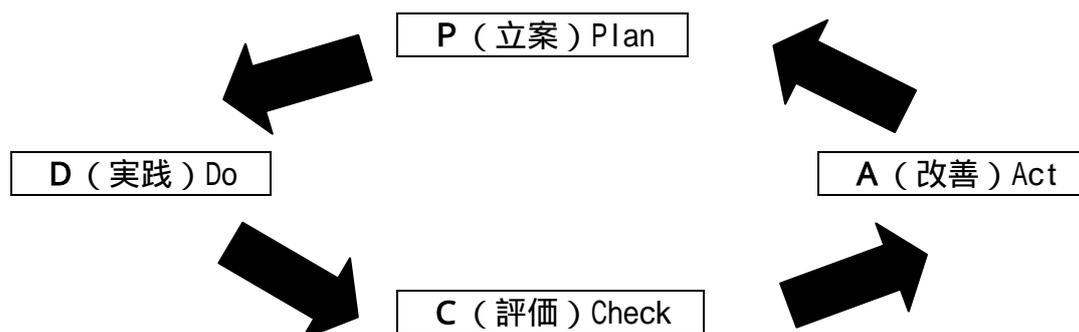
計画の実現に向けては、各主体の協働による取り組みが重要となります。また、教育をめぐる課題は地域や市全体のまちづくりにも深く関わることから、より多くの市民に本計画を知ってもらい、関心を持ってもらう必要があります。

そのため、教育フォーラムや広報紙、ホームページなど、多様な媒体を活用し、計画内容の周知を図ります。さらに、計画を推進するにあたって、市民の意見やニーズを十分に反映できるよう、的確な情報収集及び発信に努めます。

3. 計画の進行管理

計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の着実な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も、適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、教育委員会が行う「教育委員会活動の点検及び評価報告書」の内部評価や教育に関する学識経験者の意見、また、「事務事業評価」や「学校評価報告書」等により、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料 計画策定までの経過

京丹後市教育振興計画策定委員会設置要綱

平成25年6月10日
教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興計画」という。)を策定するため、京丹後市教育振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整及び協議を行う。

- (1) 教育振興計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内公共的団体の役員又は職員
- (3) 京丹後市教育委員会が所管する会議、協議会、審議会等の代表者
- (4) 市内幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、必要に応じて顧問を若干人置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 顧問は、委員長からの要請があったときは、会議等に出席し、調査研究に関する助言及び協力を行う。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

(内部委員会)

第7条 教育振興計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料作成等を行わせるため、内部委員会を置く。

2 内部委員会は、教育委員会事務局の課長、課長補佐級以上の職にある者、指導主事のうちから、教育長が任命する者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は広く市民等からの意見を公募することができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、京丹後市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年6月10日から施行する。

2 この告示による最初の策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

京丹後市教育振興計画策定委員会

1. 策定委員会委員

(敬称略)

委員名	役職名	備考
谷口 良明	京丹後市小中一貫教育研究推進協議会 会長	委員長
本城 昌彦	京丹後市社会教育委員会議 議長	副委員長
高乗 秀明	京都教育大学教授 副学長	顧問
清水 道子	大宮児童合唱団団長、元市立小学校長	
西村 忍	元市立小学校長	
三浦 明子	元市立中学校長	
金久 和幸	元京丹後市政策総括監	
小國幸太郎	京丹後市区長連絡協議会 会計	H26.1.27 まで
藤村 肇	京丹後市商工会 専務理事	
久保 幸司	京丹後市文化協会 会長	
藤村 益弘	京丹後市国際交流協会 会長	
森 将己	京丹後市PTA協議会 会長	H26.3.31 まで
蒲田 淳	京丹後市子ども未来まちづくり審議会 会長	
長尾 國顯	京丹後市スポーツ推進審議会 会長 京丹後市体育協会 副会長	
矢野 節雄	京丹後市公民館連絡協議会 会長	
富澤 孝雄	京丹後市文化財保護審議会 会長	
山副 祐子	京丹後市幼稚園長会 会長	H26.3.31 まで
高橋 忠彰	京丹後市小学校長会 会長	H26.3.31 まで
和田 光	京丹後市中学校長会 会長	H26.3.31 まで
高橋 弘	京都府立網野高等学校 校長	H26.3.31 まで
芝野 吉実	京丹後市区長連絡協議会 副会長	H26.1.28 から
金久 達広	京丹後市PTA協議会 会長	H26.4.1 から
渡利 秀子	京丹後市幼稚園長会 会長	H26.4.1 から
村上 弘樹	京丹後市小学校長会 会長	H26.4.1 から
松田 正則	京丹後市中学校長会 会長	H26.4.1 から
塩見 正典	京都府立網野高等学校 校長	H26.4.1 から

委員の任期は、平成 25 年 9 月 26 日から平成 27 年 9 月 25 日まで



「京丹後市教育振興計画策定委員会」

2. 策定委員会の検討経過

第1回（平成25年9月26日）	1.京丹後市教育振興計画策定について 2.京丹後市の教育における現状や課題について（フリートーク）
第2回（平成25年12月18日）	1.教育委員会所管の各計画と現状について 2.今後のスケジュールについて
第3回（平成26年1月28日）	1.京丹後市の教育における現状、課題及び施策の方向性について 2.今後のスケジュールについて
第4回（平成26年3月4日）	1.京丹後市教育振興計画（骨子案）について 2.今後のスケジュールについて
第5回（平成26年5月27日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について 2.今後のスケジュールについて
第6回（平成26年8月1日）	1.京丹後市教育振興計画（案）について 2.今後のスケジュールについて

3. 策定委員会内部委員会の検討経過

第1回（平成25年5月8日） 教育振興計画策定に関する協議	1.教育振興計画策定スケジュール（案）について 2.教育振興計画策定委員会設置要綱（案）について 3.教育振興計画策定業務委託プロポーザル実施要（案）について 4.教育振興計画策定業務委託プロポーザル審査委員設置要領（案）について
第2回（平成25年10月8日）	1.京丹後市教育振興計画策定について 2.教育振興計画の掲載項目について 3.ヒアリングシートの作成について
第3回（平成25年11月7日）	1.教育振興計画の掲載項目について
第4回（平成25年11月25日）	1.教育振興計画の掲載項目について
第5回（平成26年1月20日）	1.京丹後市教育振興計画の掲載項目及びヒアリングシートについて
第6回（平成26年2月20日）	1.京丹後市教育振興計画（骨子案）について
第7回（平成26年3月13日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について
第8回（平成26年3月17日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について
第9回（平成26年4月17日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について
第10回（平成26年5月8日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について
第11回（平成26年5月15日）	1.京丹後市教育振興計画（素案）について
第12回（平成26年7月17日）	1.京丹後市教育振興計画（案）について
第13回（平成26年8月21日）	1.京丹後市教育振興計画（案）について

4. 市民意見の聴取（ブリックコメント）
募集結果について記載予定。

京丹後市教育委員会

平成 27 年 3 月発行

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226

電話 0772-69-0610 FAX 0772-68-9061